

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に

基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一

部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同項第二号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「幼児以外」を「保育を必要とする子ども以外」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に、「実施」を「利用」に改め、同項第三号中「第二条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第一号イ及びロ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

第二条第二項中「子どもの保育」を「子どもの教育及び保育」に改める。

第三条第二項中「保育に従事する職員」を「教育及び保育に従事する職員」に改め、同条第三項中「子どもの保育」を「子どもの教育及び保育」に改め、同条第五項中「長時間利用児（一）、「（以下「短時間利用児」という。）」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条中「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

第十一条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号及び第三号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

付録を次のように改める。

付録（第二条関係）

$$\frac{\text{満1歳に満たない園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳に満たない園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満}}{}$$

$$\frac{\text{4歳に満たない園児の数}}{20} + \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{30}$$

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職員の配置に係る特例)

2 施行日から起算して五年間は、この条例による改正後の付録の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員数の算定については、なお従前の例による。